

		7月				8月				9月					10月				11月以降	備考
		第1週 7/6~12	第2週 7/13~19	第3週 7/20~26	第4週 7/27~8/2	第1週 8/3~9	第2週 8/10~16	第3週 8/17~23	第4週 8/24~30	第1週 8/31~9/6	第2週 9/7~13	第3週 9/14~20	第4週 9/21~27	第5週 9/28~10/4	第1週 10/5~11	第2週 10/12~18	第3週 10/19~25	第4週 10/26~11/1		
有効性評価	確率論的リスク評価(PRA)	レベル 1	○																	
		レベル 1.5	○																	
		停止時	○																	
		地震	○																	
		津波	○																	
	事故シナリオグループ及び重要事故シナリオの選定	○																		
	解析コード									○										全体説明, TRAC
	限界温度、限界圧力					○														
	炉心損傷防止対策	高圧・低圧注水機能喪失					○▲													
		高圧注水・減圧機能喪失					○▲													
		全交流動力電源喪失					○▲													
		崩壊熱除去機能喪失					○▲													
		原子炉停止機能喪失						○▲			▲									
		LOCA時注水機能喪失						○▲												
		格納容器バイパス(インターフェイスシステムLOCA)							○▲											
	格納容器破壊防止対策	格納容器/温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破壊)					○▲													
		高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱							○▲											
		原子炉圧力容器外の溶融燃料-冷却材相互作用							○▲											
		水素燃焼							○▲											
格納容器直接接触(シェルアタック)								○▲												
使用済燃料貯蔵槽内の燃料損傷防止対策	溶融炉心・コンクリート相互作用							○▲												
	想定事故1								○▲											
	想定事故2									○▲										
	崩壊熱除去機能喪失									○▲										
	全交流動力電源喪失									○▲										
運転停止中炉内における燃料損傷防止対策	原子炉冷却材の流出									○▲										
	反応度の誤投入									○▲										
	1.0 43条他	重大事故等対処設備他				ア	●			□									ア:保管場所・アクセスルート	
	1.1 44条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備等							●■											
	1.2 45条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備等							●■											
1.3 46条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備等							●■												
1.4 47条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備等					●■														
1.5 48条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備等								●■											
1.6 49条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備等					●■														
1.7 50条	原子炉格納容器の過圧破壊を防止するための設備等									●■										
1.8 51条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備等							●■												
1.9 52条	水素燃焼による原子炉格納容器の破壊を防止するための設備等									●■										
1.10 53条	水素燃焼による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備等			●						■										
1.11 54条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備等					●■														
1.12 55条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備等									●■										
1.13 56条	重大事故等の収束に必要な水の供給設備等									●■										
1.14 57条	電源設備等									●■										
1.15 58条	計装設備等									●■										
1.16 59条	原子炉制御室等									○■										
1.17 60条	監視測定設備等									○■										
1.18 61条	緊急時対策所等									○■										
1.19 62条	通信連絡を行うために必要な設備等									○■										
2	大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他の予りずムへの対応における要求事項									●										
設計基準対象施設	地震(第4条)				●															
	津波(第5条)				●															
	竜巻(第6条)				○															
	火山(第6条)				●															
	外部火災(第6条)							○												
	その他自然現象と人為事象(第6条)		●																	
	不法な侵入(第7条)																		ほぼ終了	
	内部火災(第8条)				○															
	内部溢水(第9条)							○												
	誤操作の防止(第10条)																		ほぼ終了	
	安全避難通路(第11条)																		ほぼ終了	
	安全施設(第12条)																		ほぼ終了	
	全交流電源喪失(第14条)				●															
	使用済燃料プール(第16条、23条)				●															
	原子炉冷却材バウンダリ(第17条)																		ほぼ終了	
	安全保護回路(第24条)					○														
	原子炉制御室(第26条)										○									
監視設備(第31条)										○										
保安電源(第33条)				●																
緊急時対策所(第34条)										○										
通信連絡設備(第35条)										○										

凡例

- :有効性評価、設備、設計基準対象設備提出予定(初回)
- :有効性評価、設備、設計基準対象設備提出予定(コメント回答)
- ▲:有効性評価不確かさ評価提出予定(初回)
- △:有効性評価不確かさ評価提出予定(コメント回答)
- :技術的能力提出予定(初回)
- :技術的能力提出予定(コメント回答)